

第 50 号

教育予算の増額、教育費の無償化、 父母負担の軽減、教育条件の改善を求める件

- 1 教育予算を大幅に増額すること
- 2 国に対して、30 人学級を早期に実施するよう意見書を提出すること
- 3 国の動向にかかわらず、県の責任で、小・中・高 30 人学級を早期に実施すること。
当面、小学校 4 年まで実施されている 35 人学級を小・中・高すべての学年で実施すること
- 4 複式学級を直ちに解消すること

特別支援学級のクラスの定数をさらに改善すること

- 5 私学助成を増額し、私学でも授業料無償化を実現すること
- 6 障害のあるすべての子どもたちにゆきとどいた教育を保障し、地域での豊かな生活ができる場を充実させること。
特別支援学校（養護学校）をさらに増設し、過大・過密校、長時間通学をなくすこと

自民党県議団の採決…不採択

1 本県の財政環境が厳しさを増す中、新行革プランに基づき、事業の選択と集中等を図りながら、「県民すべてがかかわる兵庫の教育の実現」をめざして、必要な施策が実施できるよう、予算の確保に努めているところであります。

2 少人数学級編制については、本県では、新学習システムを推進する中で、小学校 4 年生までの 35 人学級編制を実施しています。

一方、国においては、平成 23 年度は法改正により小学校 1 年生の学級編制が 35 人に引き下げられ、平成 24 年度は加配により小学校 2 年生の 35 人学級化が図られた。

また、文部科学省は小学校 3 年生から中学校 3 年生までの 35 人以下学級を推進や特別支援教育の充実を図るため、「新たな教職員定数改善計画案」を作成し、現在、計画初年度と

なる 25 年度概算要求を行っています。

本県としては、当該計画案の成立及び政府予算化、加えて高校の定数改善についても国に提案しており、こうした国の予算編成の動向を踏まえ、新学習システムを推進しています。

3 < 同 上 >

4 複式学級の編制基準については、いわゆる義務標準法において 16 人とされているが、本県においては、過疎地域等の教育環境の改善を図るため、14 人に引き下げています。

本県における特別支援学級の学級編制については、義務標準法に定めているとおり、原則 8 人で編制することとしています。

5 < 総務常任委員会へ付託 >

6 障害のある子どもの教育については、子どもたちに最もふさわしい教育を受けることができるという視点に立つとともに、障害の状態や程度等を考慮して、特別支援学校、あるいは、特別支援学級等へ就学しているところであり、県としては、一人一人の障害に配慮した教育の充実に努めているところである。

規模過大校の解消等のため、近年では芦屋特別支援学校、東はりま特別支援学校を開設するとともに、姫路別所高校に分教室を設置しました。

さらに、西播磨地域の新設校について、平成 26 年 4 月開校に向けて整備を進めています。

教育の充実や障害を有する児童・生徒への支援を求める請願の趣旨は理解できるが、既に相応の措置がなされているものや、今後実施される予定であるものも多数含まれていることから、本請願には賛同できず、「不採択」としました。